

○平群町子ども等医療費助成条例

(昭和 48 年 12 月 26 日条例第 37 号)

改正昭和 58 年 2 月 1 日条例第 2 号 昭和 60 年 3 月 30 日条例第 6 号

平成 6 年 3 月 22 日条例第 8 号 平成 6 年 9 月 30 日条例第 20 号

平成 9 年 3 月 21 日条例第 3 号 平成 9 年 12 月 24 日条例第 20 号

平成 17 年 6 月 27 日条例第 20 号 平成 24 年 3 月 9 日条例第 11 号

平成 25 年 6 月 24 日条例第 23 号 平成 28 年 3 月 31 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、子ども等を養育している者に対し、当該子ども等に係る医療費の一部を助成し、もって子ども等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において「子ども等」とは、出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

(助成要件)

第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者である子ども等又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子ども等を主として養育しているものとし、この場合においての子ども等は、平群町内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の号に該当する者は、対象者としない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者

(助成の範囲)

第 3 条 医療費の助成は、子ども等の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(証明書の交付等)

第4条 町長は、対象者に対し規則で定めるところにより医療費の助成の対象となる乳幼児等であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において乳幼児等が医療を受ける際に掲示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨をすみやかに町長に届けなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給資格登録等の停止)

第7条の2 町長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の受給を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第7条の3 町長は対象者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において当該助成金の全部もしくは一部を支給せずまたはすでに支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

付 則(昭和58年2月1日条例第2号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の平群町乳幼児医療費助成条例の規定による医療費の助成についてはなお従前の例による。

付 則(昭和60年3月30日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平群町乳幼児医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の平群町乳幼児医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により、医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則(平成 6 年 3 月 22 日条例第 8 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日条例第 20 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平群町乳幼児医療費助成条例の規定は、平成 6 年 10 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 21 日条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の平群町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 12 月 24 日条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の平群町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 6 月 27 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の平群町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行なわれた医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 9 日条例第 11 号)

1 この条例は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の平群町乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行なわれた医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 6 月 24 日条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の平群町子ども等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行なわれた医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の平群町子ども等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。